

公募型見積合せの執行について

令和 7 年 12 月 26 日

大阪市港区長 山口 照美

次のとおり公募型見積合せを執行する。

1 見積合せに付する事項	
(1) 案件名称	防犯カメラ（街頭用）（港区役所）取外し及び取付け業務
(2) 数量・特質	別紙仕様書のとおり
(3) 納入期限又は履行期限	令和 8 年 3 月 30 日（月曜日）
(4) 納入場所又は履行場所	大阪市港区内 2箇所 別紙「防犯カメラ設置箇所一覧、防犯カメラ位置図、防犯カメラ設置図」のとおり
2 日程	
(1) 見積書提出期限	令和 8 年 1 月 19 日（月曜日）午後 5 時まで
(2) 資格審査資料等提出期間	※本案件は資格審査資料の提出の必要はありません。
(3) 仕様書に関する質問期間 及び質問方法	令和 8 年 1 月 13 日（火曜日）午後 5 時まで 仕様書に関する質問は電子メールにより行うこと。 【質問専用アドレス】 mailto:minatonyuusatu-57@city.osaka.lg.jp ※電子メールの件名又は本文に案件名称を記載すること。
(4) 質問回答方法	令和 8 年 1 月 15 日（木曜日）までに港区役所ホームページ上にて行う。 https://www.city.osaka.lg.jp/minato/category/3165-1-4-0-0-0-0-0-0.html なお、回答は質問があった場合のみ、公表するものとする。
(5) 契約相手方通知日	令和 8 年 1 月 21 日（水曜日）までに、契約相手方のみ電話で通知する。 ※契約相手方は通知後、事業請負見積書、仕様書及び特記仕様書を綴じ、全頁の間の綴じ目をまたぐように割印（袋とじのうえ割印でも可）を押して提出すること。なお、事業請負見積書については、収入印紙の貼付と、割印を押すこと。
3 参加資格	
(1)	大阪市入札参加有資格者名簿に承認種目「24: 通信用機器 01: 建物等各種施設管理 02: 機械設備等保守点検 01: 電気設備 03: 通信設備保守点検 02: その他通信設備」で登録していること。
(2)	見積書提出時から見積合せを行う日までのいずれの日においても、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
(3)	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
(4)	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

4 見積書提出方法等	
(1) 提出書類	事業請負見積書
(2) 提出書類の交付場所	事業請負見積書については、ホームページにて配布
(3) 提出方法	<p>見積書を持参、郵送、電子メール又はFAXにより提出すること。</p> <p>※見積書提出期限までに到着した場合のみ有効とする。</p> <p>※電子メールの場合は、見積書の写しをPDFデータにより提出すること。また、電子メールの件名又は本文に案件名称を記載すること。</p> <p>※電子メールの場合、「5 事業担当」に記載の<u>見積書送付先アドレスに送付</u>すること。質問送付先と異なります。</p> <p>※電子メール又 FAXによる提出の場合は、送信後に着信を電話により「5 事業担当」に確認すること。</p>
(4) 提出場所	「5 事業担当」と同じ
5 事業担当	
港区役所 協働まちづくり推進課（安全・安心グループ）	大阪市港区市岡 1-15-25 港区役所 5 階（担当：森・久木山） 電話：06-6576-9743 FAX:06-6572-9512 (見積書送付先アドレス) : tg0002@city.osaka.lg.jp
6 契約担当（公募型見積合わせの手続き等に関する質問先）	
港区役所 総務課	大阪市港区市岡 1-15-25 港区役所 6 階 電話：06-6576-9625
7 その他事項	
<p>(1) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。</p> <p>(2) 大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。</p> <p>(3) 見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。</p> <p>(4) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。</p> <p>(5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。</p>	